定　　款

（2025年10月１日）

澁澤倉庫株式会社

澁澤倉庫株式会社定款

第 1 章　総　　則

第 1 条（商　　号）
当会社は、澁澤倉庫株式会社と称し、英文ではShibusawa Logistics Corporationと表示する。
第 2 条（目　　的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 倉庫業
(2) 陸上運送業
(3) 海上運送業
(4) 港湾運送業
(5) 陸上・海上・航空運送の取扱業
(6) 陸海空複合貨物運送業及びその取扱業
(7) 通関業
(8) 酒類、食料品、日用雑貨、家具、化粧品、サプリメント等各種物品の輸出入及び販売業
(9) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造、包装、表示及び保管業
(10) ＥＣフルフィルメント業
(11) 車輌、運搬具その他輸送機械、荷役用機械器具､工作機械及び鋼構造物の売買、賃貸、製作、改造、保守、点検及び修理・整備業
(12) 各種動力、受変電設備及び冷暖房機械設備の据付け、保守、点検及び修理業
(13) 建物及びその付属機械設備の付帯営繕工事及び内装工事業
(14) 前各号の仲立及び代理業
(15) 産業廃棄物の収集及び運搬業
(16) 古物の売買及び受託販売業
(17) スポーツ及び各種娯楽施設の経営ならびに賃貸業
(18) 不動産の売買、仲介、管理及び賃貸業
(19) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の取得、管理及び処分
(20) 情報システムの企画、開発、販売及び運営管理業
(21) 損害保険代理業
(22) 労働者派遣業
(23) 介護保険適用外の生活支援業
(24) 前各号に付帯関連する一切の事業
第 3 条（本店所在地）
当会社は、本店を東京都江東区に置く。
第 4 条（機　　関）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

第 5 条（公 告 方 法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章　株　　式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、１億9,200万株とする。

第 7 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、取り扱わない。

第 10 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 11 条（新株予約権無償割当て等に関する事項）

当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

2. 当会社は、買収への対抗措置の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。

(1) 買収への対応方針において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使できないこと

(2) 当会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること

3. 前項における買収への対抗措置とは、当会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。

第３章　株　主　総　会

第 12 条（招　　集）

当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

第 14 条（開 催 場 所）

当会社は、東京都各区内で株主総会を開催する。

第 15 条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 19 条（総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して、これを10年間本店に、その謄本を５年間支店に備置く。

第 ４ 章　取締役及び取締役会

第 20 条（員　　数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、３名以上とする。

第 21 条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 22 条（任　　期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 23 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 28 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 29 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名して、これを10年間本店に備置く。

第 30 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 31 条（報　酬　等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 32 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第１項の賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 ５ 章　監査等委員会

第 33 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 34 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 35 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 36 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名して、これを10年間本店に備置く。

第 37 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　計　　算

第 38 条（事 業 年 度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

第 39 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

第 40 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

3. 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 41 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　則

第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第178期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第178期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第２項の定めるところによる。

以　上

昭和24年11月25日改正（全文）
昭和25年11月24日改正（株式）
昭和26年11月28日改正（株式、役員）
昭和28年11月20日改正（株式）
昭和31年５月25日改正（株式）
昭和34年11月25日改正（事業目的）
昭和36年５月29日改正（株式）
昭和39年11月26日改正（株式、取締役）
昭和42年11月30日改正（横書、目的、取締役会）
昭和43年11月30日改正（目的）
昭和45年11月30日改正（株式）
昭和46年５月31日改正（目的、取締役）
昭和46年11月30日改正（目的）
昭和47年11月30日改正（目的）
昭和50年５月30日改正（全文）
昭和54年６月29日改正（配当金）
昭和57年６月29日改正（単位株制度）10月１日施行
昭和60年６月28日改正（第19条）
昭和61年６月27日改正（第10条）（第11条）（第16条）
昭和63年６月29日改正（名義書換代理人）（第19条）
平成３年６月27日改正（第７条）～（第９条）（第11条）
平成６年６月29日改正（平成５年改正商法監査役制度改正目的他）（第２条）（第９条）（第16条）～（第18条）
（第20条）～（第32条）
平成７年６月29日改正（第19条）
平成10年６月26日改正（平成９年株式消却特例法及び基準日）（第５条）（第５条の２）（第８条）（第10条）（第11条）
平成11年６月29日改正（事業目的一部追加）（第２条）
平成12年６月29日改正（株式消却特例法による株式総数の減少）（第５条）
平成13年６月28日改正（事業目的一部変更及び追加、株式消却特例法による株式総数の減少ならびに株式消却限度株数の再規定）（第２条）（第５条）（第５条の２）
平成14年６月27日改正（平成13年商法改正他）（第４条）（第５条の２）（第６条）（第７条）（第10条）～（第13条）（第15条）
（第17条）（第19条）～（第21条）（第23条）（第26条）（第27条）（第29条）～（第32条）
平成15年６月27日改正（平成13年、14年商法改正他）（第７条）（第８条）（第10条）（第14条）（第15条）（第20条）（第21条）
（第24条）（第26条）（第27条）
平成16年６月29日改正（平成13年、15年商法改正他）（事業目的一部追加、自己株式の取得の新設、取締役任期短縮、監査役定員増加、転換社債配当起算日の削除、附則の新設、条数の変更）（第２条）
（第７条）～（第31条）（附則）
平成17年６月29日改正（事業目的一部追加、附則の削除）（第２条）

平成18年６月29日改正（平成18年会社法施行他）
新設:（第２条第８号、第14号）（第４条）（第７条）（第９条）（第11条）（第13条）（第14条）
（第15条第２項）（第16条）（第18条）（第24条）～（第27条）（第29条）～（第31条）（第34条第２項）
（第36条）（第38条）～（第40条）（第42条）
削除:（旧第６条）（旧第８条）（旧第10条）（旧第11条）（旧第13条）（旧第21条）（旧第27条）（旧第31条）
変更:（第２条第19号）（第５条）（第６条）（第８条）（第10条）（第12条）（第15条）（第17条）
（第19条）～（第23条）（第28条）（第32条）～（第35条）（第37条）（第41条）（第43条）（第44条）
平成19年６月28日改正（新株予約権無償割当ての決定機関）
新設:（第12条）
平成20年６月27日改正（取締役員数の減少）
変更:（第21条）
平成21年６月26日改正:（株券電子化）（本店所在地の変更）
新設:（附則第１条）（附則第２条）
削除:（旧第７条）（旧第８条第２項）
変更:（第３条）（第７条）～（第９条）
平成22年１月６日削除:（附則第１条）（附則第２条）
平成22年６月29日改正:（事業目的の追加）（新株予約権の無償割当て等に関する事項）
新設:（第11条第２項）（第11条第３項）
変更:（第２条）
平成25年６月27日改正:（事業目的の追加）
変更:（第２条）
平成29年６月29日改正:（事業目的の追加）（発行可能株式総数の変更）（単元株式数の変更）
新設:（附則第１条）
変更:（第２条）（第６条）（第７条）
平成29年10月２日削除:（附則第１条）
2021年６月25日改正:（事業目的の追加）
変更:（第２条）
2022年６月29日改正:（事業目的の追加）（電子提供措置等）
変更:（第２条）（第16条）
新設:（附則）
2023年３月２日削除:（附則）
2024年６月27日改正:（商号英文表示の変更）
変更:（第１条）
新設:（附則第１条）
2025年１月１日削除:（附則）
2025年６月27日改正:（監査等委員会設置会社への移行等に伴う変更）（事業目的の追加）（用語の変更）
新設:（附則第１条）
変更:（第２条）（第４条）（第11条）（第20条）～（第23条）（第25条）（第26条）（第29条）
（第31条）～（第37条）
2025年10月１日改正:（発行可能株式総数の変更）
変更:（第６条）